

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第〇〇号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 千 葉 麻 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 26 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 410, 000 1, 128, 000	一括	282, 000	29, 164	0
1	1, 100, 000				
2	310, 000				



物 件 目 録

1 所 在 紫波郡紫波町中島字前郷
 地 番 101番52
 地 目 宅地
 地 積 175.90平方メートル
 共有者 A 持分2分の1

2 所 在 紫波郡紫波町中島字前郷101番地52
 家屋 番号 101番52
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 42.23平方メートル
 2階 38.09平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約58.7平方メートル
 2階 38.09平方メートル
 共有者 A 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 5 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 千 葉 麻 美

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

1 所 在 紫波郡紫波町中島字前郷
 地 番 101番52
 地 目 宅地
 地 積 175.90平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 紫波郡紫波町中島字前郷101番地52
 家屋 番号 101番52
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 42.23平方メートル
 2階 38.09平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約58.7平方メートル
 2階 38.09平方メートル

共有者 A 持分2分の1



令和8年(ヌ)第17号

令和8年5月11日受理

令和8年7月2日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 紫波郡紫波町中島字前郷 |
| | 地 番 | 101番52 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 175.90平方メートル |
| | 共有者 A | 持分2分の1 |
| 2 | 所 在 | 紫波郡紫波町中島字前郷101番地52 |
| | 家屋番号 | 101番52 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 42.23平方メートル
2階 38.09平方メートル |
| | 共有者 A | 持分2分の1 |

不動産の表示		「物件目録（物件1、2）」のとおり													
住居表示		(未実施)													
土地		物件1													
現況地目	■宅地														
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐														
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者A及び共有者B相続人 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）														
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり														
建物		物件2													
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約58.7平方メートル														
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>			{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：														
	構造：														
	床面積：														
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）														
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり														
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年（ ）第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、北側で紫波町所有の公衆用道路（地番101番124）に接面している。
現況、本土地は、北側で幅員約6.0メートルの舗装町道「古館ニュータウン19号線」に接面している。
- 3 本土地には下屋が二つあり、一つは駐車場となっている。（土地建物位置関係図、写真2参照）
- 4 本土地上にスチール製の物置が2個ある。（土地建物位置関係図、写真3参照）これらはいずれも土地への定着性に欠けるため、建物ではない工作物である。

■物件2 建物関係

- 1 本建物のうち、1階南側の和室部分約16.5平方メートルは平成5年ころ増築されたものである。これにより、1階の床面積は約58.7平方メートルとなっている。

■物件1 土地、物件2 建物関係

- 1 本競売は、Aの持分に関するものである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (A (債務者兼 共有者) の母)	物件 2 建物は、A と私が住宅として使用しています。 相共有者の亡 B は A の父です。私は A の母です。亡 B は平成 2 7 年 6 月に亡くなりました。 1 階南側和室部分は平成 5 年ころ増築しました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月11日(月)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和8年5月11日(月)	執行官室(郵便)	紫波町役場へ課税関係資料申請
令和8年5月11日(月)	執行官室	紫波町役場へ道路照会(FAX)
令和8年6月4日(木)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和8年6月5日(金) 15:15-15:20	物件所在地	物件確認、外観調査
令和8年6月26日(金) 14:55-15:25	物件所在地	C及び立会人D立会いの下、物件内に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☒ 令和 8年 6月 26日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場し、立会人Dを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたため、解錠技術者に解錠させ、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



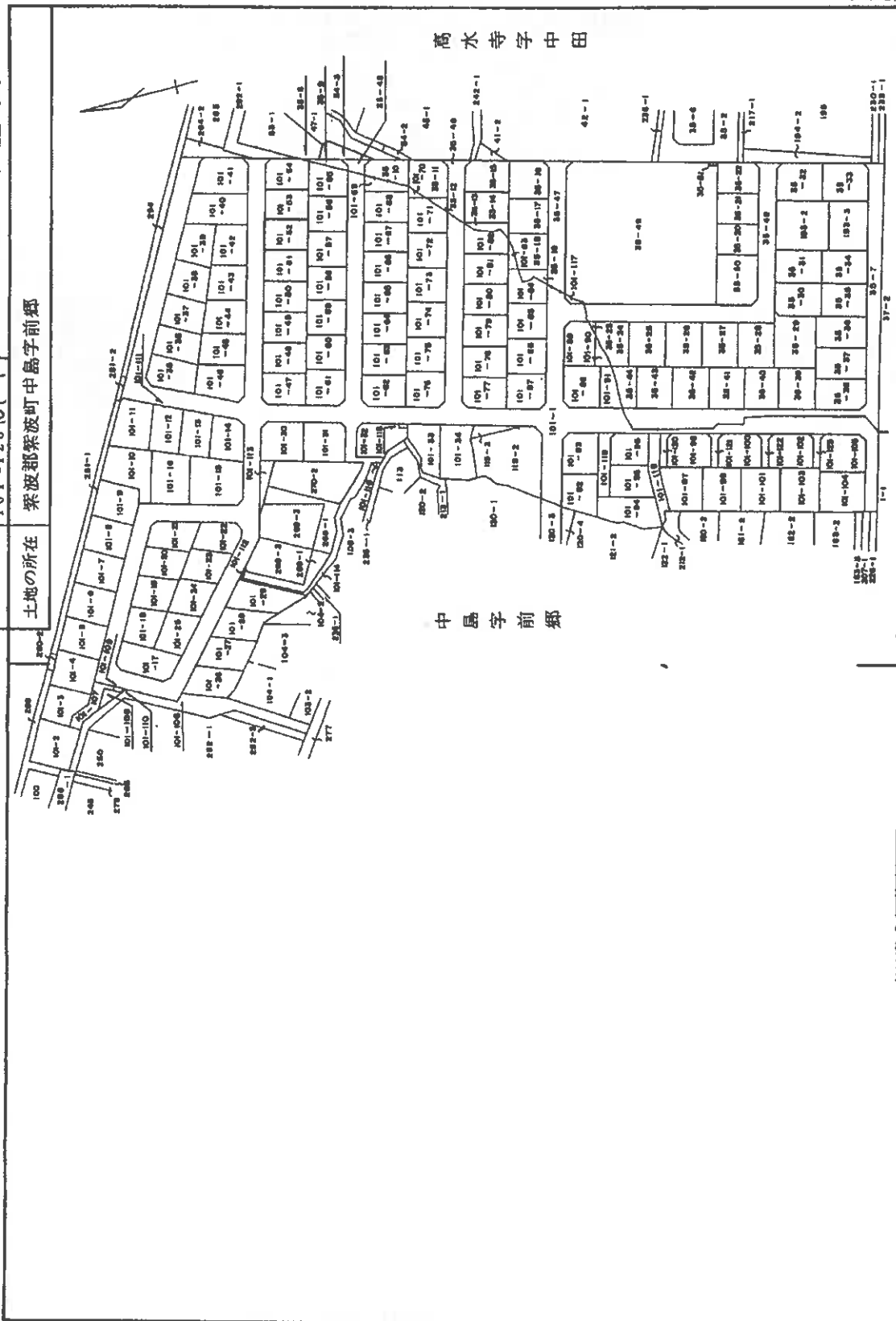
請求部	所在	紫波郡紫波町中島字前郷				地番	101番52			
出力	1/500	精度		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成 年月日	昭和59年9月19日				備付 年月日 (原図)		補記 事項			

419695

前101 後101-1~101-123、101-132~101-140
土地所在図 101-129
地積測量図 101-130

地番
101-2 乃至
101-123 101-140

土地の所在
栗波郡栗波町中島字前郷



(日誌第9)

作製者

申請人

縮尺 1/1500

昭和59.9.19

图 地積測量

A3判をA4判に縮小

101番60乃至101番69の
計算書は9/19に記載。

Ⅰ 鉄 鋌
Ⅱ コンクリート杭

申請人

$$\frac{1}{50}$$

请求番号: 26-1

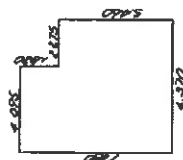
(11/23)

昭和59.9.19

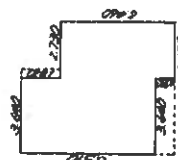
456325 各階平面図

建物図面 各階平面図

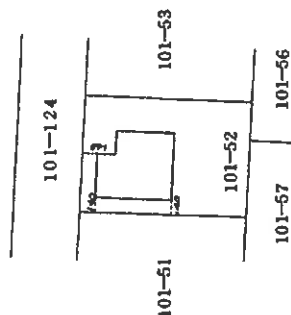
家屋番号	101-52
建物の所在	茨波郡紫波町中島字前郷101番地52



1 階 求 積
 $7.280 \times 4.095 = 29.811600$
 $5.460 \times 2.275 = 12.421500$
 計 = 42.233100
 床 面 積 = 42.23m²



2 階 求 積
 $6.370 \times 3.640 = 23.186800$
 $5.460 \times 2.730 = 14.905800$
 計 = 38.092600
 床 面 積 = 38.09m²



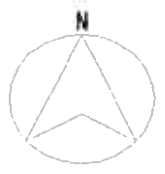
(目録表1)

(目録表2)

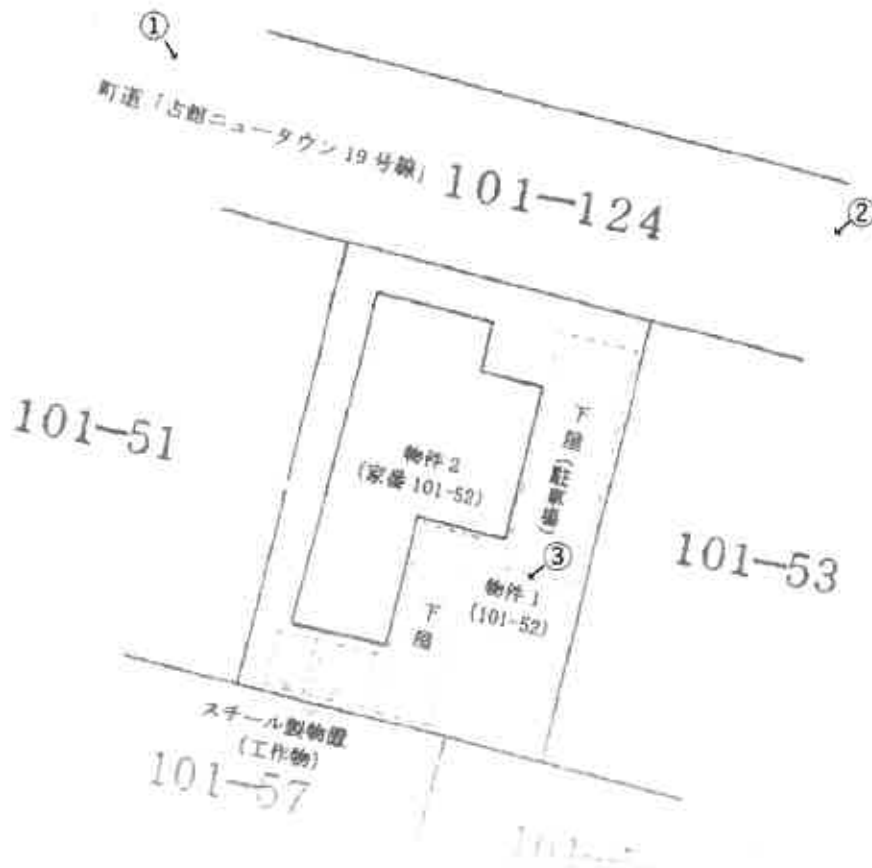
作製者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

563.2.29

令和8年（又）第17号 土地建物位置関係図

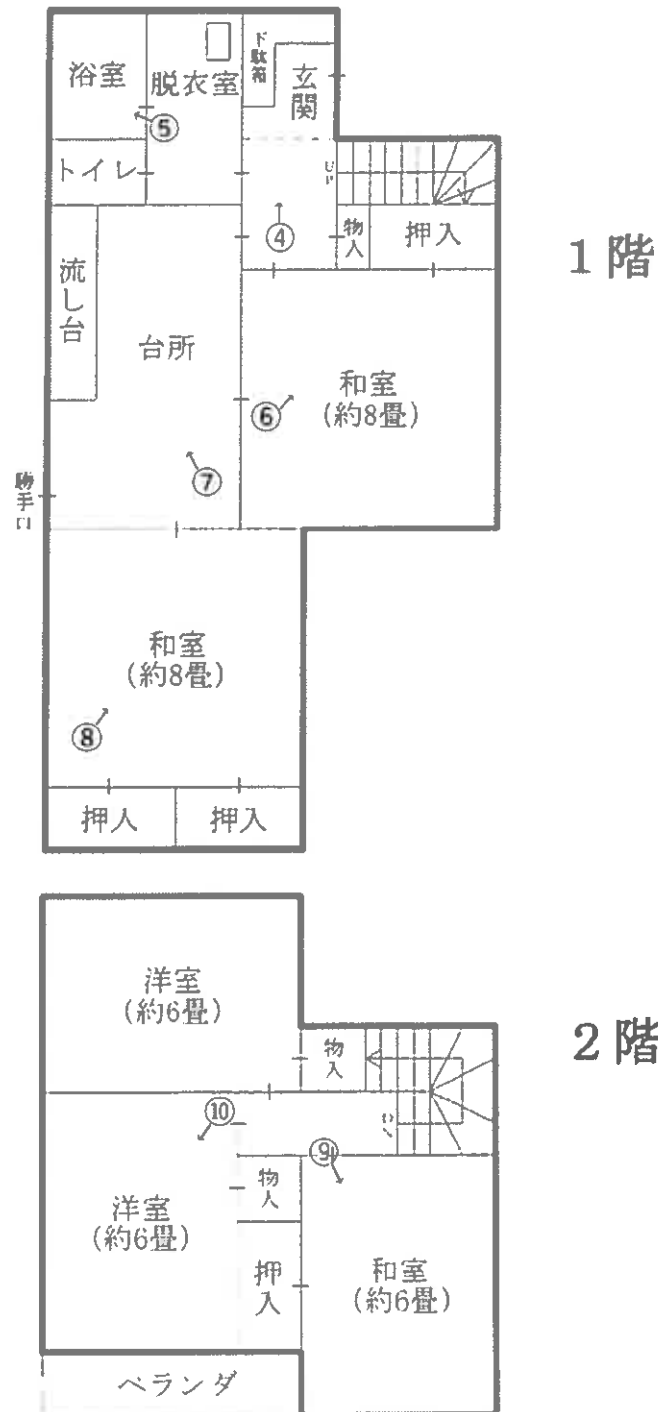


S 41 / 250



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。

令和8年（又）第17号 物件2建物間取図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
概略を記載したものであるため、実際の寸法等は異なる場合がある。
建具・住設機器等は便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4

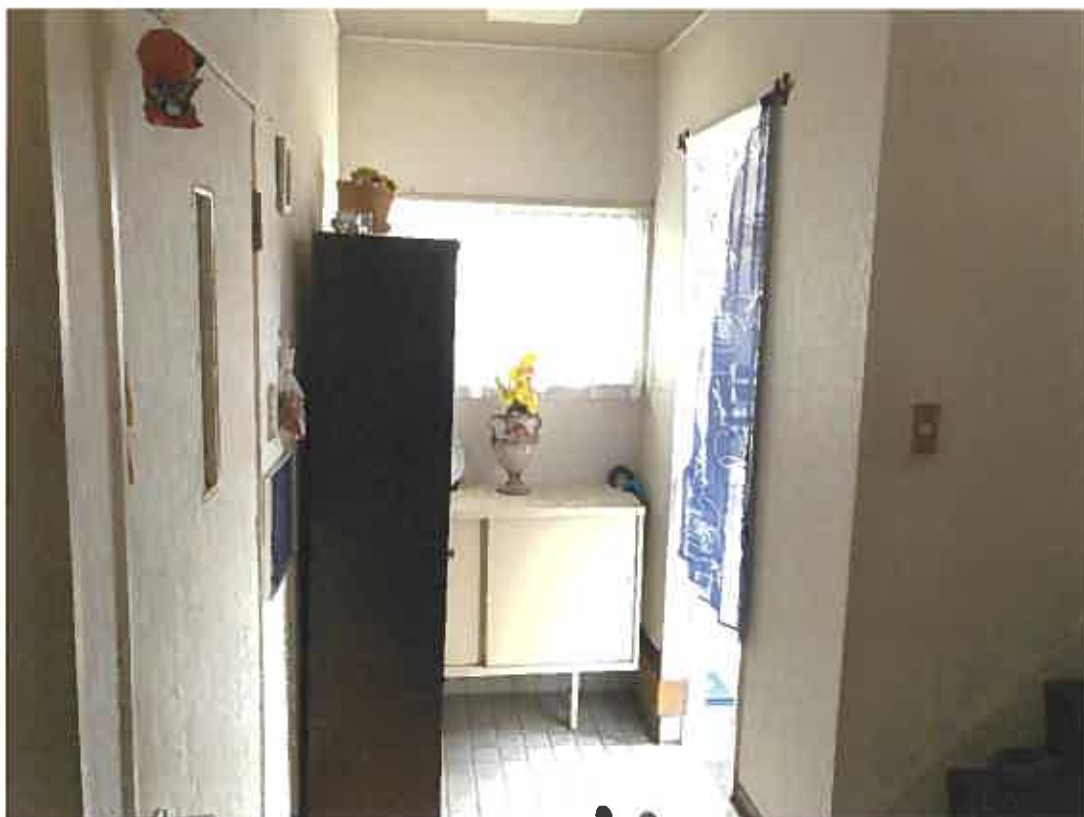


写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 1 0



令和8年(又)第17号
令和8年6月26日 現地調査
令和8年7月9日 評価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉田 勇光

第1 評価額

一括価格	
物件1、2	金1,410,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金1,100,000円
物件2（建物）	金310,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目積 共有者	紫波郡紫波町中島字前郷 101番52 宅地 175.90㎡ A 持分2分の1	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 共有者	紫波郡紫波町中島字前郷 101番地52 101番52 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 42.23㎡ 2階 38.09㎡ A 持分2分の1	1階 約58.79㎡
番号	特 記 事 項		
1・2	持分2分の1のみの評価である。		
2	1階の床面積は、現況欄の通り。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 東北本線「古館」駅の東方・道路距離約 9 6 0 m 最寄バス停「十日市」の北西方約 7 0 0 m（徒歩約 9 分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	対象物件の存する地域は、紫波町中心部から北郊外に位置する大規模住宅団地「古館ニュータウン」である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種低層住居専用地域 4 0 % 8 0 % － 洪水浸水想定区域（浸水深 0.5～3.0m 未満）
画地条件	地積 間口 奥行 形状 その他	1 7 5 . 9 0 m ² 1 1 . 0 m 1 5 . 9 m 長方形 中間画地 略等高 平坦地
接面道路の状況	北側幅員約 6m 舗装町道「古館ニュータウン 19 号線」 （建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路）	
土地の利用状況等	物件 1 の土地は、土地共有者 A 及び共有者 B 相続人が後記建物を共有し、占有している。 下記工作物が設置されている。 ・スチール製物置 … 約 2.0m×1.8m ・スチール製物置 … 約 2.0m×1.5m 下屋あり。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	現地調査の範囲では土壌汚染の端緒は認められなかったが、当該調査は試料採取・分析を行うものではないため、汚染の有無は指定調査機関等の専門家による土壌汚染状況調査でなければ確定はできない。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和63年1月27日新築 経過年数 38年 経済的残存耐用年数 0年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：リシン吹付 内 壁：クロス貼他 天 井：クロス貼、ジブトーン、杉柾他 床：フローリング、畳、カーペット他 設 備：電気、給排水設備等一式 その他：－ （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	1階約58.79㎡、2階38.09㎡。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 建物間取図の通り
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況は、建物共有者Aが住居として使用している。
特 記 事 項	1 階南側の和室部分（約 16.56 ㎡）が平成 5 年頃増築されている。 内外装の劣化、内壁のクラック、雨漏り跡箇所等が観察される。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	38,700	1.000	175.90	1.00	6,810,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 紫波（県）-3

標準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$41,000\text{円}/\text{㎡} \times 102.0/100 \times 100/103.0 \times 100/105.0 \approx 38,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 +3.0%

◇地 域 格 差：環境条件 +5.0%

イ 個別格差：標準的画地と認められる $\pm 0.0\%$

ウ 地 積：登記数量を採用。

エ 建付減価補正率：建物と敷地との適応の状態等を考慮の上、建付減価補正率を査定した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	150,000	96.88	0.070	1,020,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

定額法：経済的全耐用年数 30 年，経過年数 38 年，経済的残存耐用年数 0 年、残価率 10%で、10%と査定した。

$= \{ \text{残価率 } 10\% + (1 - 0.10) \times [\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年} \div (\text{経過年数 } 38 \text{ 年} + \text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年})] \} = 0.10$ （小数第3位四捨五入）

観察減価法：全体として経年相応の減価であるが、内壁のクラック等も見られ、観察減価を-30%と判断した。

定額法 観察減価

現価率 $= 10\% \times (100\% - 30\%) = 7.0\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア × イ ÷ ウ
1	6,810,000	0.10	敷地占有利益	680,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を 10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1⑩オ, 1⑫エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2⑩ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	共有 持分 エ	市場性 修 正 オ	競売市場 修 正 カ	評 価 額 (円) (7±イ) × ウ × エ × オ × カ
1	6,810,000	-680,000		1/2	0.60	0.60	1,100,000
2	1,020,000	+680,000	1.00	1/2	0.60	0.60	310,000
一括価格 (合計)							1,410,000

ウ 占有減価修正：特にない。

オ 市場性修正：売却対象が共有持分のみであることによる市場性減退の程度を考慮し、市場性修正 -40%と判断した。

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

・地価調査価格（紫波（県）－3）

所 在：紫波郡紫波町高水寺字中田56番39（宅地）

価 格：41,000円/㎡

位 置：JR東北本線「古館」駅の南東方道路距離約900m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：174㎡

供給処理施設：水道 ガス 下水

接 面 街 路：南側6m町道に接面

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域

第一種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率80%）

地 域 の 概 況：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

地積測量図写

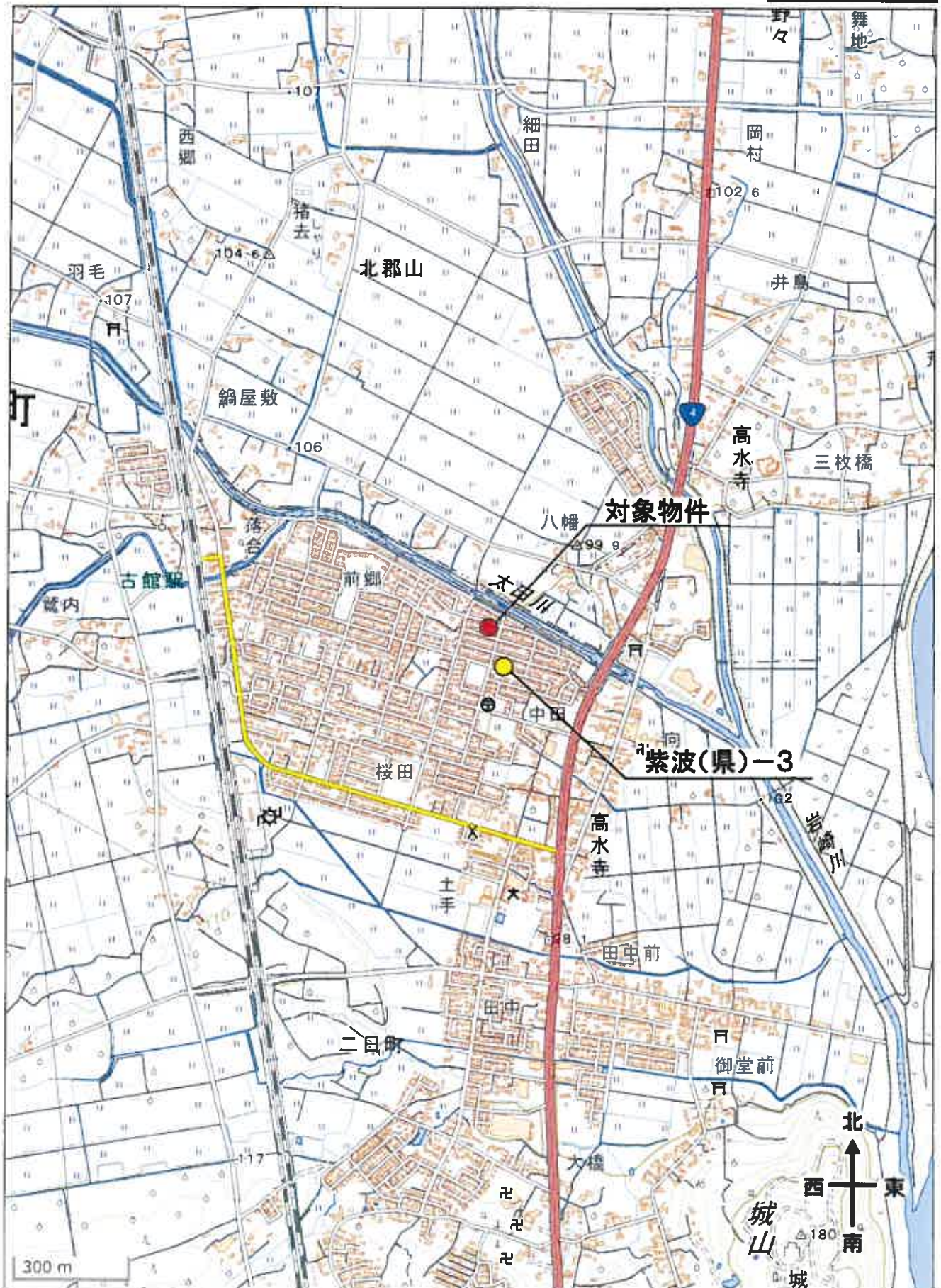
建物図面・各階平面図写

配置図

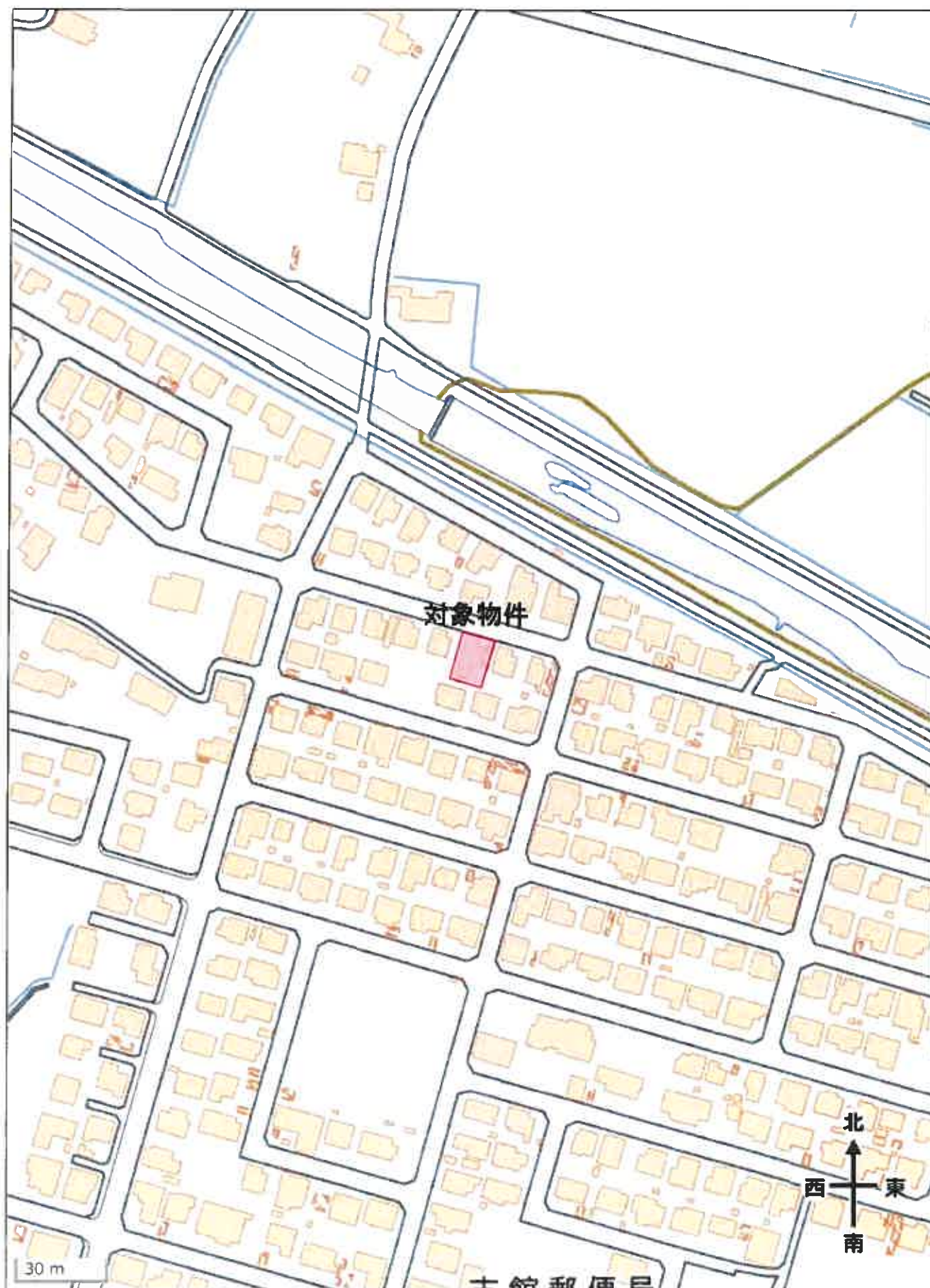
建物間取図

仮名一覧表

以 上



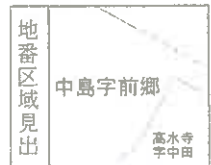
※国土地理院地図引用一部加工



※国土地理院地図引用一部加工



注 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	紫波郡紫波町中島字前郷			地番	101番52		
出力尺	1/500	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日	昭和59年9月19日			備付年月日(原図)	補記事項	その他		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法律事務所)

令和8年3月25日

仙台法律事務所

地図整理番号: M02950

登記官

(1/1)

419695

前101 後101-1~101-123、101-132~101-140
土地所在 土地所在 図101-129
地番 101~2乃至 地積測量図101-130
101~123101-1

土地の所在 茨城県茨城県中島字前郷



(日測連9)

(日測連9)

作製者

申請人

縮尺 1/1500

昭和59.9.19

419703

土地の所在
新 後
紫波郡紫波町中島字前郷

地 番
419703-1
419703-2
419703-3
419703-4
419703-5
419703-6
419703-7
419703-8
419703-9
419703-10
419703-11
419703-12
419703-13
419703-14
419703-15
419703-16
419703-17
419703-18
419703-19
419703-20
419703-21
419703-22
419703-23
419703-24
419703-25
419703-26
419703-27
419703-28
419703-29
419703-30
419703-31
419703-32
419703-33
419703-34
419703-35
419703-36
419703-37
419703-38
419703-39
419703-40
419703-41
419703-42
419703-43
419703-44
419703-45
419703-46
419703-47
419703-48
419703-49
419703-50
419703-51
419703-52
419703-53
419703-54
419703-55
419703-56
419703-57
419703-58
419703-59
419703-60
419703-61
419703-62
419703-63
419703-64
419703-65
419703-66
419703-67
419703-68
419703-69
419703-70
419703-71
419703-72
419703-73
419703-74
419703-75
419703-76
419703-77
419703-78
419703-79
419703-80
419703-81
419703-82
419703-83
419703-84
419703-85
419703-86
419703-87
419703-88
419703-89
419703-90
419703-91
419703-92
419703-93
419703-94
419703-95
419703-96
419703-97
419703-98
419703-99
419703-100

8/19

NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

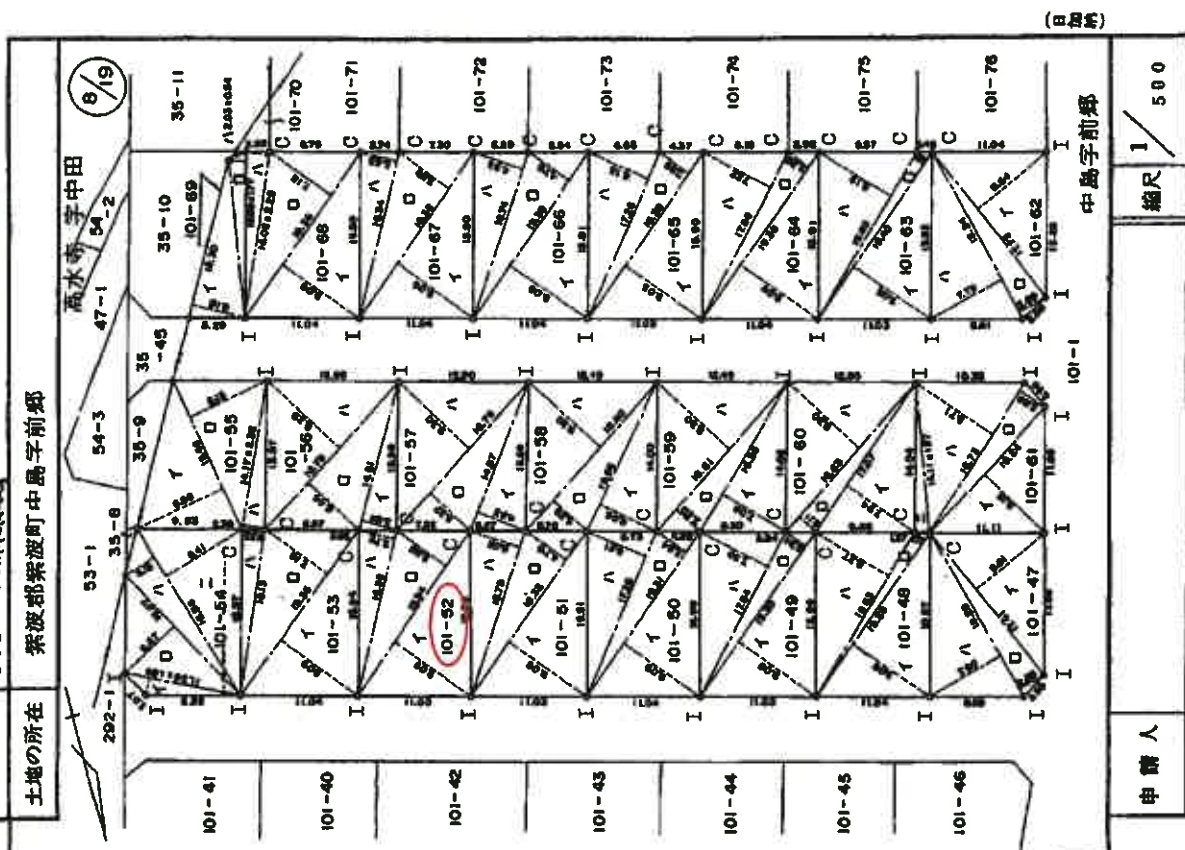
NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

NO.	面積	地番	所有者
1	17.41	3.41	171.0811
2	17.41	3.41	171.0811
3	17.41	3.41	171.0811
4	17.41	3.41	171.0811
5	17.41	3.41	171.0811
6	17.41	3.41	171.0811
7	17.41	3.41	171.0811
8	17.41	3.41	171.0811
9	17.41	3.41	171.0811
10	17.41	3.41	171.0811

境界線の種類
I 鉄 鉄
C コンクリート杭

101番60乃至101番69の
計算書は9/10に記載。



製 者

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方法律局筆範)

令和8年3月25日

仙台法律局

登記官

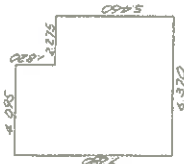
A4判に縮小

(日加納)

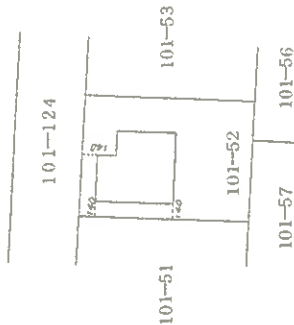
建物図面
各階平面図

家屋番号	101-52
建物の所在	紫波郡紫波町中島字前郷101番地52

456325 各階平面図



1 階求積
 $7.280 \times 4.095 = 29.811600$
 $5.460 \times 2.275 = 12.421500$
計 = 42.233100
床面積 = 42.23㎡



2 階求積
 $6.370 \times 3.640 = 23.186800$
 $5.460 \times 2.730 = 14.905800$
計 = 38.092600
床面積 = 38.09㎡

(日調連12)

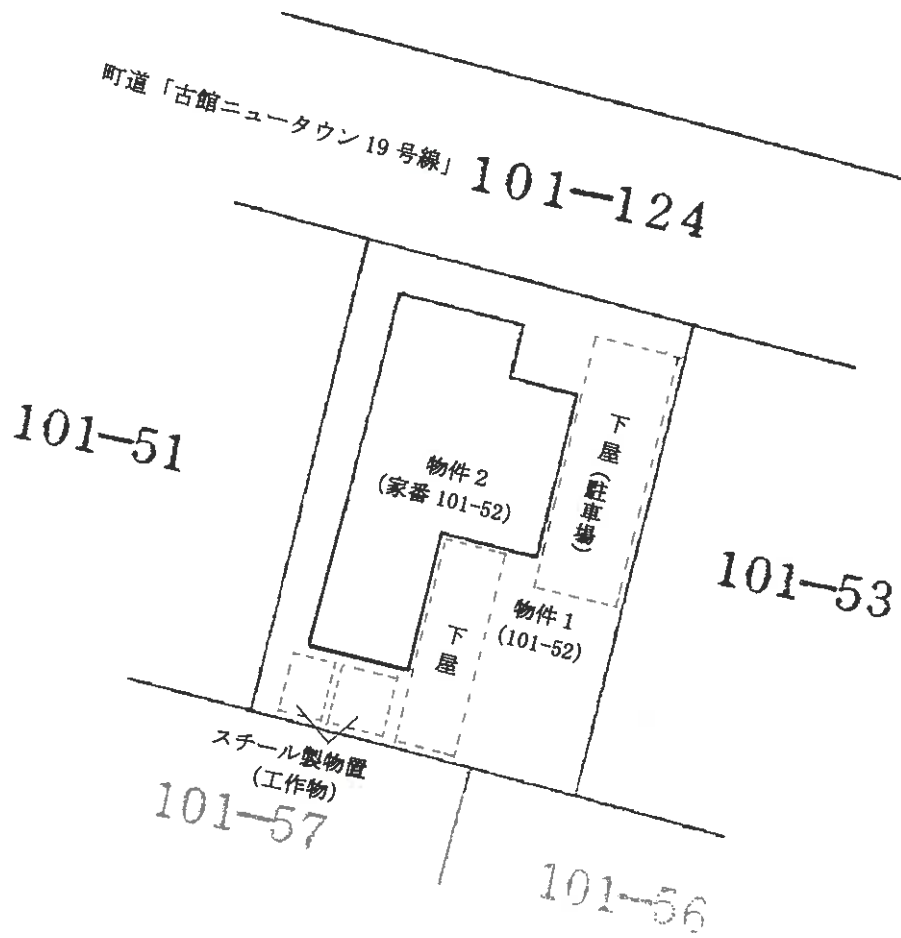
製作者	土地調査士 家屋
申請人	[Redacted]
縮尺	1/250
縮尺	1/500

265 番地
年 2 月 26日(作製)

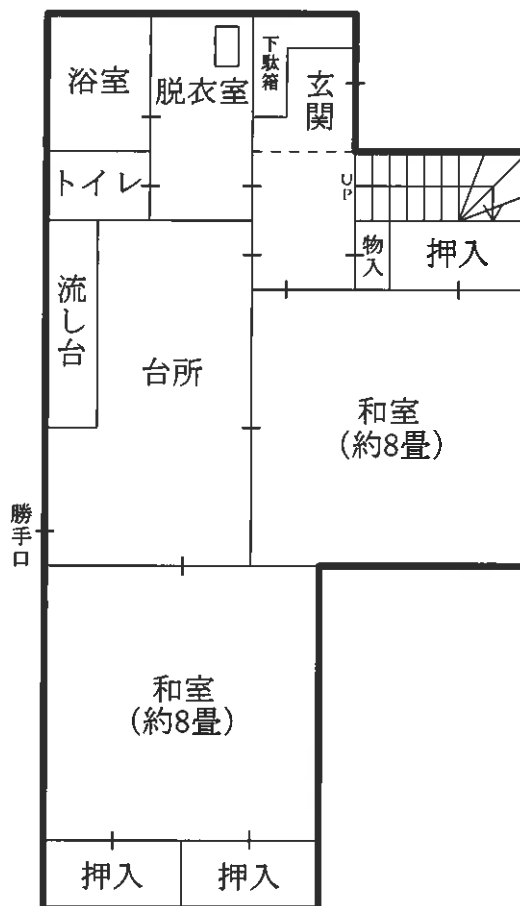
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

563.2.29

配置図



物件 2
1 階



2 階

